

小型移動式クレーン運転技能講習のご案内（登録第8号）



福岡中央労働基準協会

つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーンの運転業務は、標記技能講習を修了していなければ就業できません。そこで、当協会では本年も次の要領で標記講習を実施いたします。なお、本講習は、福岡労働局長登録教習機関の(公社)福岡県労働基準協会連合会に委託しております。

記

受講資格 満18才以上の方

実施日 別紙の日程をご確認下さい。

会場 (公社)福岡県労働基準協会連合会 筑紫野会場
筑紫野市山家2080-24
(公社)福岡県労働基準協会連合会 戸畑会場
北九州市戸畑区中原46-1

受講料・講習時間

受講料	受講区分	時間(区分)
32,400円 (消費税含む)	・クレーン、デリック、揚貨装置いずれかの運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習いずれかの修了者	16H
37,800円 (消費税含む)	・上記以外(全科目受講)の方	20H

テキスト代 1,640円(消費税含む)

申込方法 ・お電話にて定員の空き状況を確認のうえ、先にご予約願います。
・技能講習申込書に必要事項を記入・押印)のうえ、①～③を添えて申込み下さい。

- ①証明写真1枚(横2.4cm×縦3.0cm、不鮮明な写真不可、無帽・無背景)※申込書に貼付
- ②記載事項確認書類のコピー《当日原本を確認いたします》
(自動車運転免許証若しくは交付後6ヶ月以内の個人番号が記載されていない住民票、在留カード等のいずれか)
- ③講習一部免除(16H)の方は、それを証明する資格証のコピー
《当日原本を確認いたします》

・受講料及びテキスト代は下記口座へ、講習開始一週間前までにお振込み下さい。
※助成金ご利用の場合は、振込先が異なりますので、お問合せ下さい。

振込先 (※振込手数料は、ご負担ください。)

西日本シティ銀行 天神支店 (普通) 2751736
公益社団法人 福岡県労働基準協会連合会 福岡中央支部

・受講票は受講日の10日前頃にFAXします。(個人申込みの方は郵送します)
一週間前になっても受講票が届かない場合は当協会までお問合せください。

その他 ※既納の受講料は原則としてお返しいたしませんのでご了承下さい。
※申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては、講習会以外での利用はいたしませんのでご了承ください。

申込先 福岡中央労働基準協会

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-7-23赤坂弁護士ビル5F
電話(092)711-9132 FAX(092)731-8839

建設労働者確保育成助成金ご利用のすすめ

(2018年2月現在)

◆平成29年4月以降の講習より、講習開始1週間前までに事前の届け出が必須です。

注意1 助成金を利用して講習を申込みの際は、必ず事前にお問合せ下さい。

注意2 1週間前までに労働局へ届け出をしてない場合は、助成金のご利用できませんので、ご注意ください。

- ・建設業の登録業者であること。
- ・雇用保険の適用事業所で、保険料率が12/1,000であること。
- ・講習を受ける者が被保険者であること。

【助成額】

- ・経費助成(受講料等) 税込み額×80%
- ・賞金助成(日当) 8,000円×3日